

喜多方プラザ休憩所（食堂及び売店）運営事業者募集要項

令和4年6月10日

申込受付期間	持参	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月30日（木）まで 午前9時～午後5時 （土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。）
	郵送	令和4年6月10日（金）から 令和4年6月30日（木）まで [当日消印有効]

問 合 せ 先 及 び 申 込 先

喜多方プラザ

【所在地】 〒966-0093 福島県喜多方市字押切二丁目1番地

【電 話】 0241-24-4611

喜多方プラザ休憩所（食堂及び売店）運営事業者募集要項

喜多方市喜多方プラザ（以下「喜多方プラザ」という。）は、現在営業を休止している休憩所（以下「食堂及び売店」という。）において、喜多方プラザの設置目的等をご理解の上、来館された方々にとって快適なカフェ等を運営していただける事業者（以下「運営事業者」という。）を募集いたします。

1 喜多方プラザについて

- (1) 設置者 喜多方市
- (2) 管理・運営 喜多方地方広域市町村圏組合
- (3) 所在地 喜多方市字押切二丁目1番地
- (4) 開館時間 午前9時00分から午後10時00分まで
- (5) 休館日 12月29日～1月3日

2 食堂及び売店の概要

- (1) 場所 喜多方プラザ敷地内
- (2) 建物構造 土蔵造り 2階建て
- (3) 面積 1階床面積 54.72 m² 2階床面積 54.72 m²
- (4) 客席数 16席相当
- (5) 厨房器具 電気式厨房器具とし、ガス式は使用できません。
(厨房用品のうち別紙1に掲載のものは、無償貸与します。)
- (6) 給湯・他 給湯設備、換気設備は喜多方プラザが設置します。
- (7) 営業期間 使用許可日以降の別に定める日～当該年度3月31日
- (8) 使用期間 使用許可の日～当該年度3月31日
- (9) 更新 特段の申出又は使用条件の違反等がなく、良好な運営が認められる場合には、所定の手続き、審査を経た上で、期間を1年間延長できることとし、以後の期間満了に際しても同様とします。

3 運営条件

- (1) 営業内容
メニュー、販売品目、営業日、営業時間等については、提案書に記載してください。
- (2) 施設内設備等の負担
別紙1に掲げた喜多方プラザが無償貸与する設備・備品（以下「無償貸与品」という。）の修繕費用については、原則として運営事業者の負担とします。
その他の厨房設備、什器、レジスター等調度備品類等、営業に必要な設備・備品については、運営事業者自らが調達、設置してください。

(3) 使用料、光熱水費等の負担

食堂及び売店の使用許可を受けた運営事業者は、使用許可に係る使用料とともに、営業に要した光熱水費(電気料、水道料)を負担することとし、指定する方法により期限までに納付してください。

ア 使用料

喜多方プラザ管理条例第 16 条に定める使用料(月額 30,900 円)を、喜多方プラザが発行する納入通知書により、使用する月の 10 日までに納めてください。

イ 光熱水費

設置済みの子メーターにより計算された額に基づき、毎月、指示した額となります。電気代、水道代は喜多方プラザによる立替払いとなるため、子メーターの数値により、喜多方プラザが発行する納入通知書により、指定した期日までに納めてください。毎月 25 日頃に喜多方プラザ職員が検針をおこないます。

(4) 留意事項

ア 全般的事項

- ① 食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは運営事業者の負担によります。
- ② 害虫が発生することのないよう衛生管理には細心の注意を払ってください。
- ③ 厨房・専用部分の清掃、消毒及びゴミの処理に要する経費は、運営事業者の負担とします。
- ④ 施設の改修は、原則認めません。ただし、喜多方プラザの承諾を得て実施した場合は、退去時に運営事業者の負担と責任において復旧してください。
- ⑤ 喜多方プラザの所有する設備のうち、給湯設備、換気設備の修理については、喜多方プラザの負担で行います。ただし、運営事業者の故意又は過失による破損・故障等の修理は、運営事業者の負担で行っていただきます。
- ⑥ 食堂及び売店の 2 階部分は物置として使用し、営業の場としては使用しないでください。
- ⑦ グリーストラップの定期清掃を下記の通り行ってください。
(バスケット/毎日)(油/週)(ゴミ・残渣/月)(トラップ/2ヶ月)
- ⑧ 食堂及び売店の看板の位置については、喜多方プラザと協議の上、決定することとします。
- ⑨ 食堂及び売店の経営を他者に委託、転貸することはできません。
- ⑩ 食品衛生法、防災等の法令その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行っていただきます。

また、食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブルが発生した場合は、運営事業者が責任を持って処理するとともに、喜多方プラザに報告してください。

- ⑪ 喜多方市公共施設等における受動喫煙対策に関するガイドラインに従い敷地内は全面禁煙となります。

イ 保健衛生

- ① 食材の調達及び調理、提供等のあらゆる段階で食の安心・安全の確保に努めてください。
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める申請・届出等は、運営事業者の負担において行ってください。

- ③ 施設運営にあたって食品衛生法その他関連法令の規定を遵守し、万一、食中毒等の事故を引き起こした場合は保健所等の指示により速やかにその原因を調査し、運営事業者がその責任を負うものとします。
- ④ 衛生上の問題には十分配慮し、施設内外は常に清潔に保ってください。感染症予防対策、設備・備品の清掃代、ごみ処理費、リネン等のクリーニング代、各種保険料等の費用については運営事業者が負担するものとします。

ウ 環境配慮

- ① 電気・水道の効率的な使用、環境負荷の少ない洗剤の適正・減量使用等を図ってください。
- ② ごみの低減、回収可能な容器の使用など、廃棄物削減に配慮してください。
- ③ 自動車を使用した物品等の搬入時は、エコドライブを実施してください。
- ④ 利用者や近隣に配慮し、事前の了解なしに迷惑となるような騒音等を出さないでください。

4 応募資格

次の要件を満たす者とします。

- (1) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (2) 福島県暴力団排除条例及び福島県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。

5 応募方法

(1) 概要

- ア 応募のお考えがある場合は、まず、電話により、喜多方プラザまでお申出ください。
- イ 申出者に対する現地見学会（1者につき3名まで）を別に指定する期日に行いますので必ず参加してください。
- ウ 現地見学会後、引き続き応募をお考えの場合は、提出書類の様式等必要書類をお渡ししますので、それに従い提出書類を作成し、別に指定する期日までに喜多方プラザ宛てに提出してください。

(2) 質疑

ア 提出

別に定める期日までに、提出してください。質疑は項目ごとに箇条書きとし、簡潔明瞭に記述してください。

イ 回答

質疑と回答は、質疑者名等の質問者を特定できる情報を非公表とした上でとりまとめ、ウェブサイトで公開します。

6 提出書類等

(1) 提出書類（各1部）

- ア 応募申込書（様式）

イ 営業実績等に関する資料等（所定様式なし。）

ウ 提案書（所定様式なし。）

審査項目や視点を参考に、下記の項目について具体的に記載してください。

- ① メニュー及び販売品目
- ② 営業日・時間（日時設定の考え方を含む。）
- ③ その他の提案等（提案、アピールポイント等）

(2) 提出期限 別に定める期日

(3) 提出方法 持参又は郵送で提出してください。

(4) 提出先 〒966-0093 喜多方市字押切二丁目1番地

喜多方プラザ（担当 川原田・蓮沼） 電話 0241-24-4611

7 選定

運営事業者の選定は、次により審査を行い決定します。

(1) 審査方法

書類審査（7月初旬を予定）

(2) 審査項目等

項目	視点
業務実績	飲食関連サービスの営業実施は十分かつ良好であるか。
メニュー及び販売予定品目	ふさわしい飲食メニューであるか。
その他	魅力のあるアピールポイント・提案があるか。

(3) 審査結果の通知等

応募者全員に審査結果を通知します。なお、提出書類は審査の結果にかかわらず返却しません。なお、審査内容についての問合せには応じません。選定結果の通知は、別に定める日とします。

(4) 費用の負担

応募に要した費用は各応募者の負担とします。

8 失格要件

次に該当する場合は失格とし、審査はしません。

- (1) 応募資格を満たさないとき。
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき。ただし、遅延した理由が応募者の責めによらないと判断された場合を除く。
- (3) 提出書類が定められた仕様に合わないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (5) その他、不適格と判断したとき。

9 選定の取消

次の場合には、運営事業者の選定を取り消すものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きを行わなかったとき。
- (2) 運営事業者選定から使用許可申請までの間に、運営事業者の資金事情の変化により確実な運営が履行できないと判断したとき。

なお、選定を取り消した場合、他の応募者の中から総合的に審査し、改めて選定します。

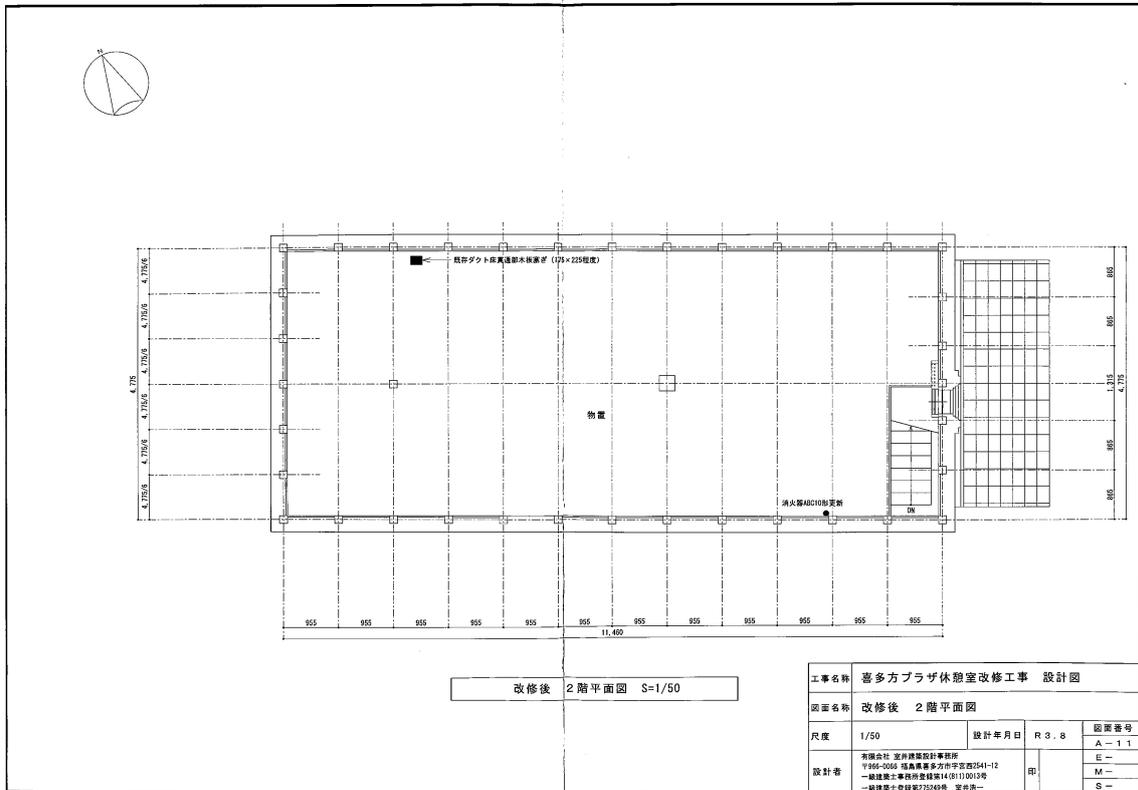
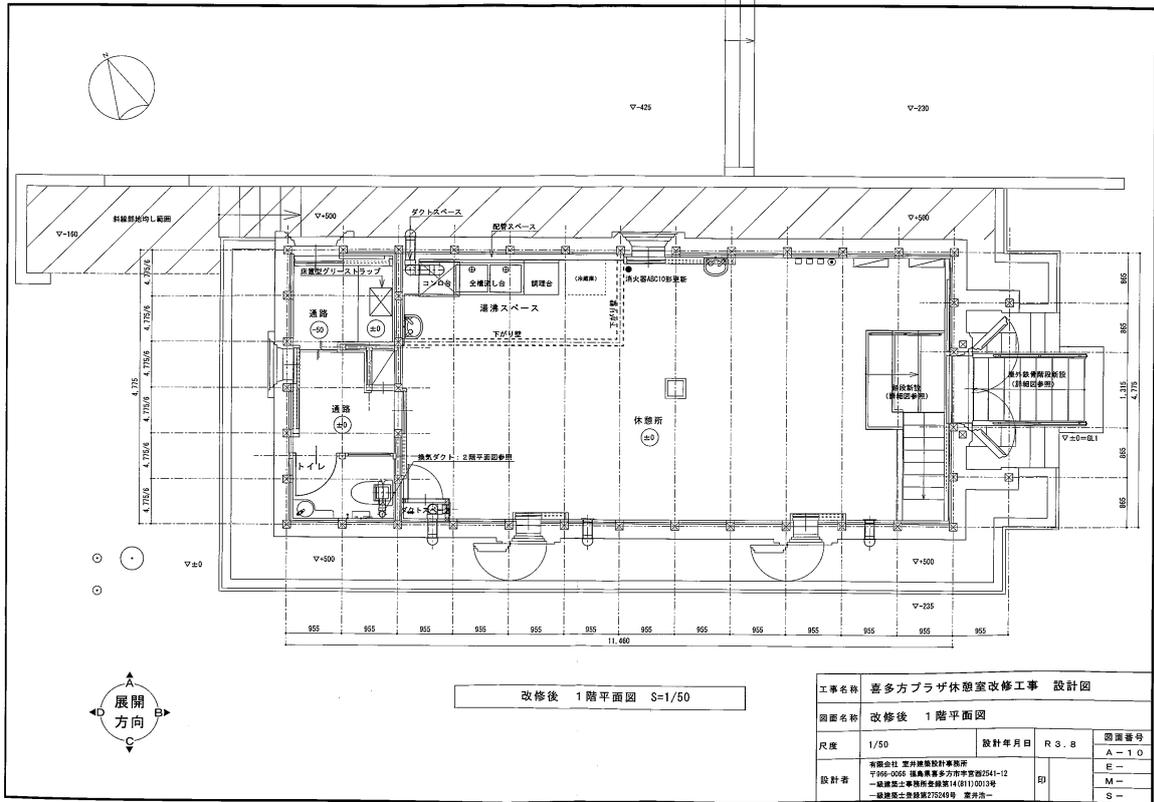
10 問合せ先

喜多方プラザ（担当 川原田・蓮沼）

〒966-0094 喜多方市字押切二丁目1番地 電話 0241-24-4611

（平日 午前9時から午後5時まで）

配置図



現地写真

写真1 (休憩所外観)



写真2 (休憩所1階 内部)



写真3 (休憩所2階 内部)



別紙 1

無償貸与品営業を行うにあたり、次の物品を無償で貸与します。

品 名	規 格	数量	単位
台付二層シンク	W1800×D600×H800	1	台
コンロ台	W600×600×650	1	台

様式

喜多方プラザ休憩所（食堂及び売店）運営事業者募集

応募申込書

喜多方プラザ休憩所（食堂及び売店）運営事業者募集に、関係書類を添えて応募します。

なお、提出書類に虚偽がないこと及び喜多方プラザ休憩所（食堂及び売店）運営事業者募集要項「4 応募資格」を全て満たすことを誓約します。

喜多方地方広域市町村圏組合 管理者 様

令和 年 月 日

【応募者】

住所、所在地

商号又は名称、法人名

代表者氏名

連絡先

(よみがな) 担当者氏名	()
メールアドレス ホームページアドレス	
電話番号 FAX 番号	

※喜多方プラザ使用欄

受付 番号		受付年月日		確認者	
----------	--	-------	--	-----	--

(注) 提案書等応募書類は返却しません。

参考

喜多方プラザ利用状況

令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
4月	1,470	4月	294	4月	4,188	4月	3,827
5月	648	5月	116	5月	2,214	5月	3,103
6月	2,432	6月	834	6月	7,199	6月	4,988
7月	2,893	7月	1,456	7月	8,466	7月	7,888
8月	1,911	8月	1,282	8月	16,149	8月	10,670
9月	1,941	9月	1,729	9月	4,890	9月	16,738
10月	7,274	10月	3,657	10月	8,911	10月	11,170
11月	3,067	11月	2,080	11月	6,962	11月	8,489
12月	3,410	12月	4,106	12月	5,565	12月	7,166
1月	3,111	1月	808	1月	4,273	1月	4,342
2月	1,956	2月	1,291	2月	21,736	2月	19,935
3月	4,331	3月	2,059	3月	2,177	3月	6,402
合計	34,444	合計	19,712	合計	92,730	合計	104,718

※新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年4月22日(水曜日)から5月31日(日曜日)までの期間、休館。